**平成２４年（フ）第１３４３２号**
東京都江戸川区北小岩８丁目１－１－103
債務者　篠原　　亨
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４３３号**
東京都江戸川区北小岩８丁目１－１－103
債務者　篠原　郁子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４３６号**
神奈川県川崎市高津区蟹ケ谷253―11
債務者　岡崎　正人
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４３７号**
埼玉県川越市大字木野目223　アークヒルズ５番館101
債務者　萩野　明信
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４３８号**
東京都中野区弥生町１丁目55―１－401
債務者　岸　　正治
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４４０号**
東京都大田区東雪谷３丁目31―３
債務者　菅原　水扶
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４４４号**
東京都千代田区九段北１丁目９―14―706
債務者　津下　尚美
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４４５号**
東京都台東区台東３丁目４－９
債務者　香取　美和（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１３４４７号**
東京都墨田区押上２丁目33―９―703
債務者　羽根川武晴
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第４８３号**
静岡県浜松市西区村櫛町4226番地の１
債務者　野﨑しのぶ
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第４９３号**
静岡県浜松市南区飯田町214番地　メイプルタウン飯田４、前住所静岡県磐田市森下555番地３
債務者　堤　みちよ
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第５１８号**
静岡県浜松市南区参野町391番地の１　県営住宅３―202
債務者　上村　　學
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第３４９号**
栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚2359番地１グループホームみなみ、前住所栃木県小山市駅東通り２丁目６番19号
債務者　被保佐人　菅沼　和也
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５３４号**
栃木県鹿沼市板荷2258番地
債務者　亀山　達也
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５８２号**
栃木県宇都宮市屋板町365番地
債務者　中村　祥典
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６３０号**
栃木県さくら市草川71番地　県営草川第四住宅１号棟1109号室
債務者　遠島　好一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係